

**「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。**

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する投資型年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

**【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】**

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.55%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.00105%~1.134%(税抜0.001%~1.08%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日の基本保険金額が 200万円以上：無料 50万円以上200万円未満：積立金額に対して月率0.02% 50万円未満：月額150円+積立金額に対して月率0.02%
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金受取開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	・年金額に対して1.0%を毎年の年金支払開始日に控除します。 ・年金の型が変動型の場合、上記に加えて、積立金額に対して年率0.8%/365を毎日控除します。*3
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率 解約控除率=(解約・減額する基本保険金額-解約控除免除額)×経過年率(上限7.0%)※÷解約・減額する基本保険金額 解約控除免除額=解約・減額前の基本保険金額×解約控除免除率(上限5.0%)※ ※ 経過年率および解約控除免除率は、契約日(増額日)からの経過年数などにより異なります。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

\*3 年金の型が変動型の場合、年金支払開始日以後も特別勘定で運用されますので、「運用に関する費用」や「積立金移転費」は運用期間中と同様にご負担いただきます。

**「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。**

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

**【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】**

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.75%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~0.945%(税抜0.0085%~0.90%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	・年金額に対して1.0%を毎年の年金支払開始日に控除します。 ・年金の型が変動型の場合、上記に加えて、積立金額に対して年率0.8%/365を毎日控除します。*3
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率 解約控除率=(解約・減額する基本保険金額-解約控除免除額)×経過年率(上限7.0%)※÷解約・減額する基本保険金額 解約控除免除額=解約・減額前の基本保険金額×解約控除免除率(上限5.0%)※ ※ 経過年率および解約控除免除率は、契約日(増額日)からの経過年数などにより異なります。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

\*3 年金の型が変動型の場合、年金支払開始日以後も特別勘定で運用されますので、「運用に関する費用」や「積立金移転費」は運用期間中と同様にご負担いただきます。

**「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。**

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

**【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】**

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.8%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~1.134%(税抜0.0085%~1.08%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額＝解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

**「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。**

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

**【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】**

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.6%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率/365を毎日控除します。 上限：年率1.4175%(税抜1.35%)程度
	契約維持管理費	月単位の契約当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額＝解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7.0%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

**「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。**

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

**【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】**

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	この保険には、契約初期費用はありません。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して年率1.76%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められた年率0.008925%~0.966%(税抜0.0085%~0.92%)程度/365を毎日控除します。
	契約維持管理費	月単位の契約応当日の前日末の基本保険金額が 150万円以上：無料 150万円未満：月400円
	積立金移転費	1保険年度内の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①6回以下：無料 ②7回以上：7回目から1回につき1,000円
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額に相当する積立金額×解約控除率(上限7.0%) ※ 基本保険金額の増額が行われた場合は、その増額部分について、増額日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じて得た金額が控除されます。

●最低死亡保証ステップアップ特約費 [この特約を付加している場合]積立金額に対して年率0.2%/12月を運用期間中の月単位の契約応当日の前日末に控除します。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

2002年9月26日

各位

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

## 変額個人年金保険の新商品発売について

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:水山 修)は、平成14年10月1日より、新たに変額個人年金保険5商品を発売いたします。

新たな5商品は、これまでの金融機関における変額個人年金保険販売により蓄積したノウハウと、顧客ニーズに関する当社独自のアンケートに基づき開発したものであり、大別すると、少額からの積み立てができる資産形成機能に特徴を有した「ベーシック型」と、最低死亡保証が最大120%まで毎年逓増する保障機能に特徴を有した「ハイスペック型」との2種類があります。

当社では、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を受け、UFJグループ(UFJ銀行・UFJ信託銀行・UFJつばさ証券)、りそなグループ(大和銀行・あさひ銀行・奈良銀行)、東日本銀行、中京銀行、京都中央信用金庫、計9つの金融機関と新たに生命保険募集代理店委託契約を締結し、新商品を含む変額個人年金保険を販売いたします。

今回の取扱金融機関拡大に際しては、各金融機関向け担当者(ホールセラー)の人員を拡充し、各金融機関での個人年金保険販売開始を万全な体制でサポートできるようにしております。

今後もさらに顧客ニーズを捉えた商品開発に努めるとともに、取扱金融機関の着実な拡大を図り、顧客と金融機関からより大きな信頼を得ることにより、アセットマネジメント分野でのトップブランドを目指してまいります。

### 1. T & Dフィナンシャル投資型年金の商品の概要(詳細は別紙参照)

#### ベーシック型

ベーシック型は、保険料払込方法について、一時払のほか、少額からスタート可能な積立タイプを用意することで、資産形成機能を充実させております。また、商品内容を基本機能にとどめ、お客様にご負担いただくコストを抑えており、シンプルでわかりやすく、幅広い層のお客様のニーズにお応えできる商品です。

#### ハイスペック型

ハイスペック型は、運用実績にかかわらず最低死亡保証が毎年逓増し、最大で120%まで増加する機能(ベースアップ機能)を有した商品です。また特約として、運用実績に応じて死亡給付金額がステップアップする機能も付加できます。ハイスペック型は、この2つの機能によりワンランク上の死亡保障を望まれるお客様のニーズにお応えできる商品です。

災害死亡保障の加算割合・解約控除免除の有無等の機能の違いにより、4商品があります。

## 2. 新規取扱金融機関

### <UFJグループ>

- ・株式会社UFJ銀行
- ・UFJ信託銀行株式会社
- ・UFJつばさ証券株式会社

### <りそなグループ>

- ・株式会社大和銀行
- ・株式会社あさひ銀行
- ・株式会社奈良銀行

### <その他の金融機関>

- ・株式会社東日本銀行
- ・株式会社中京銀行
- ・京都中央信用金庫

大和証券株式会社では、平成13年11月から取り扱いを開始しています。

## 3. 販売開始日

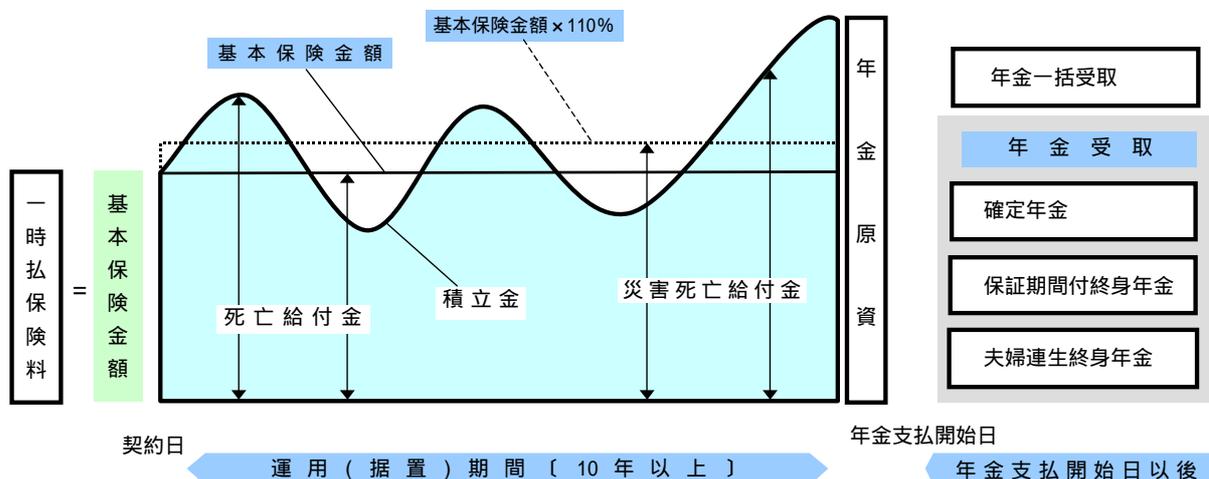
平成14年10月1日

以上

## 【T &amp; D フィナンシャル投資型年金 商品概要】

## (1) 商品の仕組みと主な特徴

## ベーシック型



## 《シンプルでわかりやすい保障内容》

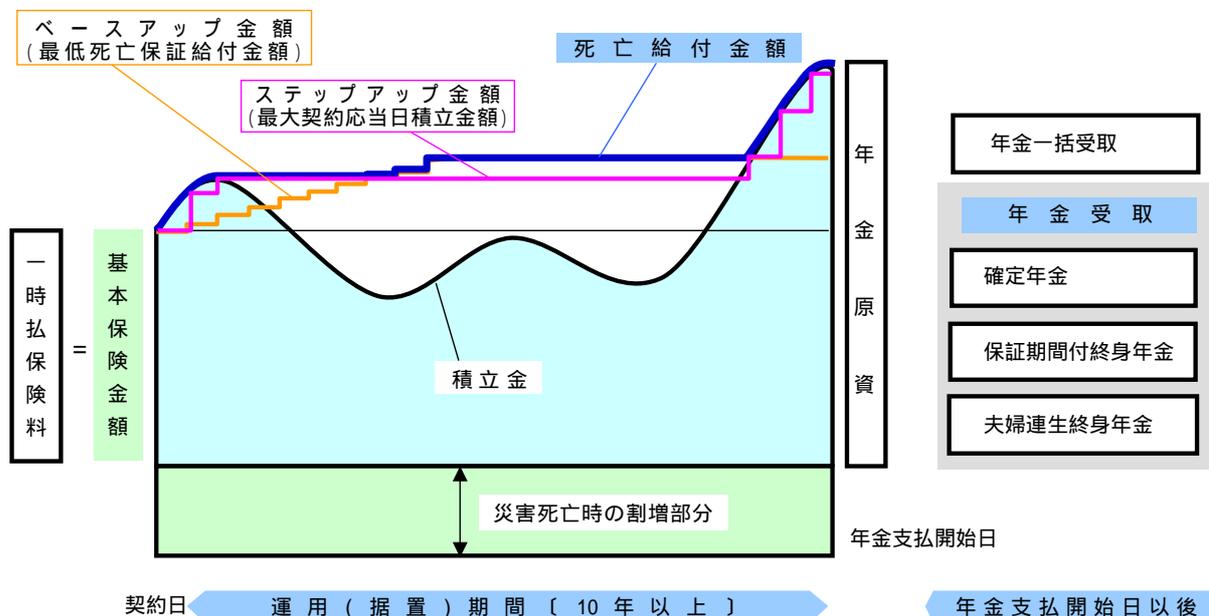
年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡日における積立金額が基本保険金額を下回っていても、基本保険金額を最低保証します。（不慮の事故による傷害などによりお亡くなりになられた場合は、基本保険金額の110%相当額を最低保証します。）

## 《少額からスタートできる積立機能》

規則的増額（口座振替による毎月の保険料払込）が可能です。規則的増額を行う場合は、一時払保険料10万円、毎月保険料払込1万円からご加入頂けます。

## ハイスペック型

災害死亡保障の加算割合・特別勘定のファンド種類・解約控除免除の有無等の機能の違いにより、4商品があります。



## 《ワンランク上の死亡保障》

### ベースアップ機能

運用実績にかかわらず、最低死亡保証が毎年2%複利で10年間通増し、最大で120%まで増加するベースアップ機能を組入れております。

### ステップアップ機能

毎年の契約応当日始に、運用実績が死亡保障の最低保証金額に反映されるステップアップ機能を特約として付加することが可能です。

の機能により、年金支払開始前に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡日における積立金額・ベースアップ金額・ステップアップ金額のうち、いずれか大きい金額が死亡給付金額となります。

## (2) その他共通の特徴

### 0歳から80歳まで加入可能

被保険者のご契約年齢が0歳から80歳の場合、ご契約のお申込みが可能です。お申込みの際は「申込書」に自署・押印いただくだけで、医師による診査は必要ありません

### ライフプランに合わせた多様な受取方法

お申込みの際には、確定年金または保証期間付終身年金をご選択いただくことができます。また、年金支払開始日前に、一人ひとりのライフプランに合わせて、年金種類の変更および一括受取の選択ならびに特約付加による保証期間付夫婦連生終身年金への変更などにより、お客さまの多様なニーズにお応えします。

### 厳選された多彩なファンド

多様な運用ニーズに応えるべく、複数の運用会社から、多彩なファンドを厳選してラインアップいたしました。なお、各特別勘定への繰入割合は1%単位で自由にご指定いただけます。

### ご契約後のサービス

契約内容についてのご照会、積立金移転(スイッチング)などの各種お手続きは、インターネット・電話で行うことができます。また「ご契約内容に関するお知らせ」(3か月毎)、「事業年度末の状況に関するお知らせ」(事業年度末)については、郵送でお知らせいたします。

以 上